

別表2 第1次実行計画の実行項目でさらに推進すべき事項

行政改革大綱の項目	推進すべき事項	目標年度	担当部課	備考
1 行政改革の推進に関する監視機能強化	・行政評価委員会による行政改革進捗状況の評価と結果の公表を行なう。		企画課	
2 行財政状況の市民への積極的な公表	・広報にしてお及びホームページにより行財政情報を公開する・		情報課 関係各課	
3 許認可等の整理合理化	・行政手続きの簡素化、迅速化を図る。 ・マニュアル化を作成し、各窓口で実施する。		総務課 関係各課	
4 事務事業の見直し	・ケチケチ作戦を引き続き実施し、経常経費の節減を図る。	平成12年度	企画課 財政課 全課	
6 人事及び勤務条件の適正化 (2) 職員研修の拡充 (4) 特別職及び管理職の手当の引下げ (5) 特殊勤務手当等の見直し (6) 時間外手当等の見直し (7) 旅費の見直し	・職員の資質、政策形成能力の向上を図るため必要な研修を行なう。 ・特殊勤務手当等検討委員会の報告書に基づき、給与費の適正化を図る。		人事課	
7 時代に即応した組織機構の見直し (2) 審議会等の附属機関の整理、削減等	・審議会等の必要性の有無を検討する。 ・類似組織の整理、統廃合を図る。		関係各課	
8 外郭団体等の見直し	・外郭団体等への委託の在り方について、見直しを行い、市民サービスの向上と経費の削減を図る。		企画課 関係各課	
10 行政サービスの改善 (1) 民間委託の実施	・民間委託検討委員会の報告書に基づき、民間委託の推進を図る。			
	・ごみ収集業務の一部委託の実施	平成11年度	環境課	
	・学校給食業務の一部委託の実施	平成11年度	教育委員会	
	・老人ホーム喜楽荘管理運営業務等	平成13年度	福祉課	
	・白ばら学園管理運営業務	平成13年度	児童課	
11 広域行政の一層の推進 (1) 効率的な広域行政事務事業 (2) 広域施設の整備	・西尾幡豆広域圏組合の業務拡大又は広域連合の設立により広域行政を推進するため西尾幡豆広域市町村圏協議会において協議を行なう。	平成11年度 から協議開始	企画課 関係各課	